

処 分 基 準

平成30年7月1日作成

| |
|--|
| 法 令 名 : 東京都水上安全条例 |
| 根 拠 条 項 : 第17条第4項 |
| 処 分 の 概 要 : 水路使用許可の条件の変更・付加 |
| 原権者(委任先) : 警察署長 |
| 法 令 の 定 め : |
| 処 分 基 準 : 警察署長は、次のいずれかの場合、条例第17条1項の許可の条件を変更し又は付加するものとする。 1 条例第17条第2項第1号に基づいて許可した後、水路又は船舶交通の状況等の変化等により船舶交通の安全のため特別の必要が生じ、同号に規定する基準を満たさなくなった場合 2 条例第17条第2項第2号に基づいて許可した後、水路又は船舶交通の状況等の変化等により船舶交通の安全のため特別の必要が生じ、同号に規定する基準を満たさなくなった場合 3 条例第17条第2項第3号に基づいて許可した後、水路又は船舶交通の状況等の変化等により船舶交通の安全のため特別の必要が生じた場合 |
| 問 合 せ 先 : 許可を受けた警察署の地域課 |
| 備 考 : |